

近時の裁判実務における児童虐待事案の刑事法的考察（４）

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2018-05-01 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 林, 弘正 メールアドレス: 所属:
URL	https://mu.repo.nii.ac.jp/records/792

近時の裁判実務における 児童虐待事案の刑事法的一考察 (4)

林 弘 正

- I. 序言
- II. 児童虐待事案の行為態様別考察
 - II - i. 身体的虐待事例 (以上、3号、4号)
 - II - ii. ネグレクト事例 (以上、7号)
 - II - iii. 児童期性的虐待事例 (以上、7号、本号)
- III. 児童虐待防止への方策
- IV. 結語

II - iii. 児童期性的虐待事例 (承前)

【判例8】佐賀地裁平成24年7月10日刑事部判決¹⁾

【事実の概要】

X (32歳) は、平成24年2月25日、佐賀県嬉野市内の空き地内に駐車中の自己の普通乗用自動車内において知的障害者である知人A (当時13歳) の着衣を脱がせ陰部に自己の陰茎を押し付けて姦淫しようとしたが、Aの妹らに発見され未遂に終わった。

Xは、平成24年3月3日午後7時7分頃、佐賀県杵島郡内の「B株式会社O店」南トイレ前通路においてB (当時4歳) をわいせつ目的でBの背中を手で押して同所付近の多目的トイレ内に連れ込んだ。

【判旨】

裁判所は、Aに対する準強姦罪未遂及びBに対するわいせつ略取の成

立を認めXを懲役5年に処した(求刑懲役7年)。なお、Xは、平成22年5月、わいせつ略取未遂罪により懲役1年6月(執行猶予3年)の保護観察付き判決を受け公的機関による指導監督下にあった。

【研究】

1. 本事案は、知的障害や幼年性により自己に対する性的加害行為の意味を理解しえない者へのXによる児童期性的虐待のケースである。XのAに対する加害行為は、偶然にもAの妹らに発見され未遂に終わったに過ぎない。また、XのBに対するわいせつ略取行為は、解放の経緯及び周囲の状況は不明であるが犯行時間帯を考慮すると危険性の高いものである。

2. XのA(当時13歳)及びB(当時4歳)に対する準強姦及びわいせつ略取行為は、Xの性嗜好異常によるパラフィリア障害群(Paraphilic Disorders)の一類型である小児を性的嗜好の対象とする小児性愛障害(Pedophilic Disorder)(302.2(F65.4))に起因するものである。また、Xは、平成20年頃から複数回にわたりA(当時9歳)の身体を触る行為をしており、かかる反復行為は窃触障害(Frotteuristic Disorder)(302.89(F65.81))に起因するものである。

裁判所は、量刑理由においてXに有利な情状の一つとして社会復帰後の医療機関でのパラフィリア障害群の治療をあげる。Xの本件行為は、児童期性的虐待の再犯であり、社会復帰後の治療ではなく、収監中の性犯罪防止プログラム受講をも検討すべきである。

【判例9】山形地裁平成24年7月12日刑事部判決²⁾

【事実の概要】

X(25歳)は、平成17年10月16日午前零時25分頃、山形市内の路上において徒歩で帰宅中のA(当時17歳)の背後から抱きつき体を引っ張って転倒させ、口を塞いで、X使用の普通乗用自動車後部座席にAを連れ込んでから同車を発進させた。Xは、同日午前零時45分頃、山形市内に駐車した同車内においてAの両手首をガムテープで縛り、Aを姦淫し全

治約1週間を要する右背部及び右腰部擦過傷の傷害を負わせた。

X(31歳)は、Y(39歳)と共謀して平成23年5月28日午後8時35分頃、徒歩で帰宅中のB(当時17歳)を山形市内の踏切東側路上において、同所付近に停車中のY使用の普通乗用自動車にXがBを連れ込むためBの腕をつかみ体を引っ張って転倒させ、車内に連れ込み姦淫しようとしたが、Bが激しく抵抗したため目的を遂げなかった。

X(31歳)は、Y(39歳)と共謀して平成23年6月25日午後9時頃、山形市内の路上において自転車で帰宅中のC(当時16歳)を見つけ、両名でCの上半身及び下半身を両手で抱きかかえ、Y使用の普通乗用自動車後部座席に押し込んでYが同車を発進させた。Xは、同車内において、Cにカッターナイフを示して「騒ぐな。」などと言って脅迫しながら走行した。同日午後9時20分頃、山形市内に駐車した同車内において、YがCの両足を押さえつけ、XがCの両手首をガムテープで縛り、目隠し、XがCの下着を引き下ろして強姦しようとした。Xは、Cが生理中のため姦淫行為を止めたが、走行中の車内でCの胸付近にカッターナイフを示してキスしたり乳首をなめ、口淫をさせてCの口内に射精し、Cに通院加療約9日間を要する頸椎捻挫の傷害を負わせた。なお、Xは、走行中の車内でC所有の現金4万2000円を盗んだ。

【判旨】

裁判所は、わいせつ略取、集団強姦致傷、強姦致傷、わいせつ略取未遂、強姦未遂、窃盗の公訴事実を全て認定し、Xを懲役16年(求刑懲役18年)に処した。なお、共犯者Yは、わいせつ略取、集団強姦致傷、わいせつ略取未遂、強姦未遂の公訴事実を認定され、懲役8年(求刑懲役10年)に処せられた。³⁾

【研究】

1. 本事案は、Xの16歳及び17歳の帰宅途中の女子高生を車に引き入れ児童期性的虐待に及んだ3件のケースである。第2及び第3の事案は、X及びYの共同正犯事案である。特に、第3の事案は、Cが生理中で姦淫行

為は中止され未遂に終わっているが裁判所は未遂の点を重視せず集団強姦致傷の罪責を問うている。

Xは、緊縛用のガムテープを用意し自己の乗用車に引込むという同様の方法で6年前に第1の児童期性的虐待を行っており、顕在化し難い事案ゆえ被害届の出されていないケースも懸念される。

2. 裁判所は、X及びYの量刑理由において事実を認め反省しており、Xについては「元妻も出廷し、社会復帰後の被告人の更生に協力する」とし、Yについては「父親も出廷して、被告人を監督する」として有利に斟酌する事情としている。然しながら、再犯防止との視点からは、近親者の支援のみでは不十分であり、加害者であるX及びYに対する医療的プログラムの実践が不可欠である。

【判例10】岐阜地裁平成24年7月13日刑事部判決⁴⁾

【事実の概要】

X(61歳)は、平成23年12月9日午前11時45分頃から同日午後1時5分頃までの間、岐阜県多治見市内の空き地に駐車中の自車内後部に仰向けに寝たA(当時17歳)にリンパマッサージを装いAの乳房を下着の上から両手でもんでから下着の中に手を差入れてAの陰部を右手指で弄び全治約7日間を要する会陰擦過傷の傷害を負わせた。

【判旨】

裁判所は、公訴事実を認定し準強姦致傷罪でXを懲役2年6月執行猶予4年に処した。

【研究】

1. 本事案は、リンパマッサージを受けられるものと誤信して抵抗できないA(当時17歳)に対する児童期性的虐待のケースである。

Aが、金曜日午前11時45分頃から同日午後1時5分頃までの時間帯に空き地に駐車中のXの自動車内後部に仰向けに寝た事実から両者の間には何らかの繋がり乃至信頼関係があったものと推察されるが、Xの職業を含め判決文からは判然としない。

2. 裁判所は、公判廷での X の行為と A の受傷結果の因果関係についての検察官の主張を公判前整理手続における争点整理との関係から厳しく批判する。検察官は、被告人の行為に関する公訴事実として「A の陰部を右手指で弄んだ」とし、A の傷害結果として「全治約 7 日間を要する会陰擦過傷」とした。裁判所は、公判整理手続で争点を「本件傷害と被告人によるわいせつ行為との因果関係」と整理した。検察官は、公判廷で X の A の「膣内への指の出し入れ」行為に起因して A の会陰擦過傷の結果が発症したとの因果関係を主張した。

検察官の公判廷での主張を受け、弁護人及び X は検察官の主張する因果経過を前提とすれば A の受傷結果は X によるわいせつ行為から生じたものではない疑いがあると主張する。裁判所は、犯行当日に被害者を診察した B 医師の「本件傷害は診察時において受傷後間もない創傷であり、本件傷害は女性器の内部にできたもので、日常生活の中で負う可能性は極めて低いと認められる」との証言と、A の「本件犯行時に陰部に痛みを覚え、本件犯行以外に本件傷害を負う心当たりがない」との証言から X の行為と A の受傷結果との因果関係を認定した。

裁判所は、公訴事実において A の被害部位を「会陰」としているので A の会陰擦過傷が X の「A の陰部を右手指で弄んだ」行為に起因することを検察官が証明すれば足りると解している。裁判所は、検察官の主張・立証経緯について「一時被害者の受傷の原因行為を限定するような釈明」とし、「検察官主張の原因行為を認定せず判示のとおり認定しても、弁護人及び被告人の応訴態度や本件の認定と検察官の主張する事実の差異等に照らし、不意打ち認定ともならない。」と括弧書で判旨する。裁判所は、検察官の公判廷での X の A の「膣内への指の出し入れ」行為の強調は、裁判員に X の行為の残虐性を印象付けようとする情報操作として糾弾したものと解される。

【判例 11】宇都宮地裁平成 24 年 7 月 19 日刑事部判決⁵⁾

【事実の概要】

X(43歳)は、平成24年4月10日午後2時35分頃、歩行中のA(当時12歳)に対し道案内を求めるよう装って、「図書館知らない。」「一緒に来て。」などと言って鹿沼市内の店舗駐車場に誘導し、駐車中の自転車後部座席に乗車させて発進した。Xは、同車内においてAに対し、トイレへの道案内を求めるよう装って「誰も来ないトイレない。」などと言って同日午後2時50分頃まで同車内にAを留めた。

Xは、路上に駐車中の同車内において後部座席に座ったAの右隣に座り、自慰行為をしながら着衣の上からAの乳房をもんだり臀部をなでたりした。

【判旨】

裁判所は、公訴事実を認定しわいせつ誘拐、強制わいせつ、栃木県公衆に著しく迷惑をかける行為等の防止に関する条例違反でXを懲役2年10月(求刑懲役3年6月)に処した。

【研究】

1. 本事案は、Xによる12歳の少女に対する児童期性的虐待のケースである。XのAへのわいせつ誘拐及び強制わいせつ行為は、15分間という短時間ではあるが、駐車中の自動車内という密室空間で自分の父親と同年齢の見知らぬ男性から自慰行為を見せられながら乳房をもまれたり臀部をなでられたものである。加害行為の重篤性は、被害児の年齢等を考慮すると高いものである。裁判所は、量刑理由において「未だ判断能力に乏しい被害児童の親切心につけ込んだ卑劣な犯行であり、被害児童に大きな恐怖感や嫌悪感を抱かせただけでなく、同児童の将来に与える精神的な悪影響も懸念される」と判示する。

Xは、10年以上前にも女兒に対する強制わいせつ行為によって服役した前科があり、遅くとも平成23年3月頃から盗撮行為を開始し、本件で同時に訴追されている路上を通行中のB(当時26歳)の背後から携帯電話機でBのスカート内の下着等を撮影している。

裁判所は、XのAに対する行為の動機について「自己の身体に関するコンプレックスを刺激されずに性欲を満たすことができる」と判示し、Xのわいせつ事犯に対する規範意識の乏しさや盗撮行為に対する常習性を認定する。

2. 裁判所は、Xの加害行為の常習性とAへの加害行為の影響について検討し、Xを懲役2年10月の実刑に処した。裁判所の判断は、妥当である。

【判例12】神戸地裁平成24年7月19日第4刑事部判決⁶⁾

【事実の概要】

X(24歳)は、平成22年5月5日午後零時5分頃から15分頃までの間、神戸市内の林内においてA(当時6歳)の着用していた衣服を脱がせて全裸にし、陰部を手指で弄んだ。Xは、その後、同所においてAの全裸で陰部を露出した姿態等を携帯電話機のカメラ機能を使用して静止画を撮影し、その静止画データを同携帯電話機に装着した電磁的記録媒体であるマイクロSDカードに記録し、電磁的記録媒体である児童ポルノを製造した。⁷⁾

Xは、同日同場所でB(当時4歳)の着用していた衣服を脱がせて全裸にし、陰部を手指で弄んだ。Xは、その後、同所においてBの全裸で陰部を露出した姿態等を携帯電話機のカメラ機能を使用して静止画を撮影し、その静止画データを同携帯電話機に装着した電磁的記録媒体であるマイクロSDカードに記録し、電磁的記録媒体である児童ポルノを製造した。

Xは、平成22年5月14日午後5時35分頃から45分頃までの間、神戸市内の公園敷地内においてC(当時7歳)の着用していた衣服を脱がせて全裸にし、陰部を手指で弄んだ。Xは、その後、同所においてCの全裸で陰部を露出した姿態等を携帯電話機のカメラ機能を使用して静止画を撮影し、その静止画データを同携帯電話機に装着した電磁的記録媒体であるマイクロSDカードに記録し、電磁的記録媒体である児童ポルノを製造した。

Xは、平成22年5月29日午後4時50分頃から午後5時20分頃までの間、神戸市内の公園通路や周辺においてD(当時8歳)の背後から左手でDの口をふさぎ右手に持ったカッターナイフの刃先を顔面に近づけ、「エッチしょ。嫌やったら殺す。寝ころべ。パンツ脱げ。」と脅迫を加え、パンツを脱がせ、陰部を性具及び手指で弄び、Dに自己の陰茎を口淫させた。Xは、Dに下半身に下着を着けず陰部を露出した姿態を取らせ、携帯電話機のカメラ機能を使用して静止画を撮影し、その静止画データを同携帯電話機に装着した電磁的記録媒体であるマイクロSDカードに記録した。Xは、同年12月14日、神戸市内の自宅でDの静止画像を赤外線送信の方法で別の携帯電話機に送信し、これを受信した携帯電話機に装着したマイクロSDカードに複製して記録させ電磁的記録媒体である児童ポルノを製造した。

Xは、平成22年6月17日午後4時5分頃から午後5時頃までの間、神戸市内の高等学校敷地内クラブハウス床下の空きスペースにおいて、Aの陰部を手指で弄び、自己の陰茎を口淫させた後、Aを強姦した。Xは、その後、同所においてAの全裸で陰部を露出した姿態等を携帯電話機のカメラ機能を使用して静止画を撮影し、その静止画データを同携帯電話機に装着した電磁的記録媒体であるマイクロSDカードに記録し、電磁的記録媒体である児童ポルノを製造した。

Xは、平成22年6月24日午後2時55分頃から午後4時頃までの間、神戸市内の団地の部屋でAの陰部を手指で弄んだ後、Aを姦淫しようとしたが、同女兒の身体が未発達のため膣内に陰茎を挿入できなかった。Xは、その後、同所においてAの全裸で陰部を露出した姿態等を携帯電話機のカメラ機能を使用して静止画を撮影し、その静止画データを同携帯電話機に装着した電磁的記録媒体であるマイクロSDカードに記録し、電磁的記録媒体である児童ポルノを製造した。

Xは、平成22年10月4日午後3時頃から午後4時頃までの間、神戸市内の団地のY方でE(当時5歳)にパンツを脱がせ、陰部を性具等で弄

び、Eに自己の陰茎を口淫させた後、Eの陰部に陰茎を数回にわたり押し当てて姦淫しようとしたが、Eの身体が未発達のため膣内に陰茎を挿入できなかった。Xは、Eに下半身に下着を着けず陰部を露出した姿勢を取らせ、デジタルカメラのカメラ機能及び動画撮影機能を使用して静止画を撮影し、その静止画及び動画を同デジタルカメラに装着した電磁的記録媒体であるマイクロSDカードに記録し、電磁的記録媒体である児童ポルノを製造した。

【判旨】

裁判所は、4歳から8歳の女児5名に対する強姦1件、強姦未遂2件、強制わいせつ4件及びそれらの状況を撮影した児童ポルノ製造を認定し、Xを懲役20年及びカッターナイフ1本及びマイクロSDカード4枚の没収(求刑懲役25年、カッターナイフ1本及びマイクロSDカード4枚の没収)に処した。

【研究】

1. 本事案は、小児性愛(Pedophilia)のX(24歳)による短時日間の連続的児童期性的虐待ケースである。強姦1件、強姦未遂1件、強制わいせつ4件及びそれらの状況を撮影した児童ポルノ製造行為は、僅か2ヶ月余の間に反復されている。Xは、平成22年5月5日午後零時5分頃から15分頃までの間、神戸市内の林内においてA(当時6歳)及びB(当時4歳)両名に対して強制わいせつ行為及び全裸で陰部を露出した姿勢等を撮影し児童ポルノ製造行為をした。特に、Aに対しては、1ヶ月余後、55分間にわたり強制わいせつ及び強姦行為をした後、全裸で陰部を露出した姿勢等を撮影し児童ポルノ製造行為をしている。XがAに対して1ヶ月後及びその1週間後に強姦、強姦未遂をくり返しているが、判決文からはXとAの関係性が不分明である。この点については、事実関係の明確化と明示が必要である。

2. 裁判所は、量刑理由においてAの強姦行為のみならず「その他の犯行についても、性具を用いて未発達の陰部を弄んだり、口淫を強いるなど、そ

の陵辱はかなり酷い。それらの状況を撮影して作った児童ポルノも正視に耐えないものである。更に、被害者に対して、「裸の写真をばらまく」などと言って口止めを図ったことまでである。」とした上で、「本件各犯行は性犯罪の中でも特に悪質かつ重大な類型に属する。」と判示する。

3. 児童期性的虐待事案は、事案により容疑者の特定に至るまでに困難をきたすことがある。本事案の公訴提起の日時から推察できることは、神戸市内という比較的狭い範囲内で発生した類似手口による児童期性的虐待であることから変質者の割り出しがなされ、対象者の身辺捜査の後に容疑者の絞り込みがなされたのであろう。X逮捕の端緒は、整髪料1個(販売価格893円相当)の軽微な万引き行為である。

本件児童期性的虐待は、万引き捜査に並行して別件として捜査が進められ芋づる式に顕在化したものと思慮される。

【判例13】金沢地裁平成24年7月27日第3部判決⁸⁾

【事実の概要】

X(23歳)は、平成23年10月22日午前7時20分頃、バスで通勤する際に見掛けたA(当時16歳)に一方的に好意を抱き、石川県羽咋郡内のバス停留所建物前において通学のためバスを待つAと二人きりであった。

Xは、Aの背後から抱き付いて同建物出入口まで引きずり、同所引き戸にしがみついたAの右腕を持って同建物内に引っ張りうつ伏せに倒した後、Aを仰向けにして馬乗りになり、叫び声を上げていたAの口を塞いでAの右頬をコンクリート床面に接着させた後、Aのスカートをまくり上げパンツを太もも付近まで引き下げ、強姦しようとした。Xは、Aの叫び声を聞いて駆け付けたAの妹に発見された。Aは、Xの暴行により加療約7日間を要する両側膝擦過傷等の傷害を負った。

なお、Xは、本件犯行当時、中等度精神遅滞のため心神耗弱の状態にあった。

【判旨】

公判では、2つの事実が争点とされた。第1は、Aがうつ伏せに倒れた

のは A がバス停留所建物出入口の段差につまづいたことが原因であり、X が倒したのではないとの点である。裁判所は、「被告人に腕を引っ張られた勢いでうつ伏せに倒れた旨の被害者供述の信用性を疑うべき事情は特段見当たらない。しかも、被告人が被害者の腕を持って同建物内に向けて引っ張っていたこと及び最終的には被害者は同建物内でうつ伏せに倒れたことは被告人自身も認めている上、段差につまづいたというのは被告人の推測にすぎない。したがって、被害者供述どおりの事実が認められる。」と判示する。第2は、X は上記建物内において A の口を塞いだことはなく、A は、X がパンツを引き下ろす際には黙っていたとの点である。裁判所は、「それまで叫び声を上げて抵抗していた被害者が、突然自らの意思で声を上げるのをやめる事情など見当たらないのに対し、被告人が、声を出させないようにするために、被害者の口を押さえるのは自然な行動であることなどに照らせば、被告人に口を塞がれた旨の被害者の供述は十分に信用することができ、これに反する被告人の弁解は信用できない。」と判示する。

裁判所は、公訴事実を認定し X が中度精神遅滞による心神耗弱の状態で行行に及んだとして X を強姦致傷罪で懲役3年執行猶予5年保護観察付き(求刑懲役5年)に処した。

【研究】

1. 本事案は、中等度精神遅滞の X の一方的好意に基づく通学中のバス停で一人バスを待っている女子高生 A に対する性的虐待のケースである。

X の行為は、駆け付けた A の妹に発見され強姦未遂となったが、A は加療約7日間の両側膝擦過傷等の傷害を負った。X は、A の妹や付近住民に見とがめられた際も、自らの犯行を否定し、制止を聞かずにバスに乗りして仕事に向かっている。

X は、A の負傷の原因を A 自らの転倒によるものとし、A のパンツを下す際に A は黙っていたと主張する。裁判所は、X の主張を排斥し X の行為は刑法 181 条 2 項(179 条、177 条前段)に該当すると判示する。

2. 裁判所は、量刑理由においてXの強姦は中等度精神遅滞による心神耗弱の状態でなされたとし、これまでもXの支援にあたってきた障害者福祉の専門家が、Xをグループホームに入所させた上で支援する予定であるとして、Xの今後の生活や更生について具体的な計画を提案している点と、Xに前科がなく、これまで真面目に働き、家事を手伝う面もあり、犯罪傾向の深まりを窺わせるような事情が見られない点を考慮し、刑の執行を猶予した。裁判所は、そのうえでXを障害者福祉の専門家の支援、監督を受けながら社会内において更生を図らせるべきとし、専門機関のY、Z及びW指導の下で時間を掛けて性的欲求への対処方法を身に付ける機会を与える必要性から保護観察に付した。

裁判所の判断は、Xの中度精神遅滞による心神耗弱による行為とした点と処遇を含め妥当な判断である。

【判例14】前橋地裁平成24年9月5日刑事第2部判決⁹⁾

【事実の概要】

X(34歳)は、他人名義で許可を受けた風俗業(デリバリーヘルス)を営んでいたが、風俗嬢に応募してくる未成年者が多く自らも若い女性と性交したいとの気持ちから18歳未満の女子に売春行為をさせる「裏デリ」の経営を始めた。

Xは、平成23年12月4日、従業員W、Y及びZと共に高崎市内の店舗駐車場において、A(当時17歳)が満18歳に満たない児童であることを知りながら、いわゆる出会い系サイトを通じて集客したOを性交の相手方として引き合わせた後、同日、高崎市内のホテルの部屋でOと性交させた。Xは、平成24年1月26日、同様の方法で従業員W、Y及びZと共にB(当時17歳)をPと、翌28日、BをQと、同月27日、C(当時17歳)をRと、同月28日、D(当時14歳)をSと、同月30日、E(当時16歳)をTとホテルの部屋で性交させた。

【判旨】

裁判所は、各公訴事実を認定し、Xを児童福祉法34条1項6号児童に

淫行をさせたとして従業員 W、Y 及び Z との共犯として懲役 3 年及び罰金 80 万円執行猶予 5 年(求刑懲役 3 年及び罰金 80 万円)に処した。

【研究】

本事案は、当時 14 歳から 17 歳までの女子児童 5 名に対し、計 6 回にわたり売春行為である淫行をさせた児童福祉法 34 条 1 項 6 号違反のケースである。被害女子児童が、自らの行為についてどの程度の認識であったかは定かではない。被害児童は、一定程度の報酬の下での行為であることを認識していると考えられ、最も若年の被害児も 14 歳であり性的自己決定権の直接的侵害とまでは言えない。

裁判所は、量刑理由において「その犯行は、営利的かつ組織的で、児童の思慮の浅さにつけ込んで食い物にする悪質なものといえ、被告人は、共犯者らを従業員として雇い入れ、集客や送迎等を指揮するなど、本件各犯行を中心となって行っていた。」と判示する。

被害児の思慮浅薄に付け込み業として淫行をさせた X の行為は、被害児に一定の非があるとはいえ、被害児は児童福祉法 1 条 2 項「すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。」に基づき、性的搾取から保護されなければならない。

本事案は、児童期性的虐待のケースである。

【判例 15】甲府地裁平成 24 年 9 月 7 日判決¹⁰⁾

【事実の概要】

X (25 歳) は、平成 24 年 2 月 5 日午後 6 時 20 分頃、山梨市内の河川土手上道路上において自転車で行中の A (当時 17 歳) に対し、すれ違いざまにいきなりその上半身を両腕で抱え込んで、A を自転車ごと転倒させ強制わいせつ行為をしようとして両手足をつかんで引っ張った。X は、A が声を上げて抵抗したため、目的を遂げず、A に全治約 1 週間の頭部外傷、全身打撲の傷害を負わせた。

【判旨】

裁判所は、公訴事実を認定し、X を強制わいせつ致傷罪で懲役 3 年保護

観察付執行猶予4年（求刑懲役3年）に処した。

【研究】

本事案は、下校途中の女子高校生に対する強制わいせつ致傷に問われた性的虐待のケースである。

Xは、強制わいせつ行為を企図して自動車で徘徊して女性を物色し、下校途中のAを発見すると進行方向に先回りし、帽子や手袋などを着用した上、日が暮れた暗い土手道で本件犯行に及んでいる。Xは、平成22年7月頃から、人気のない場所を通行中の女性の胸や陰部を触る等強制わいせつ行為を繰り返し、常習性が認められる。

Xには、保護観察期間に強制わいせつ行為の常習性に対する治療的対応が必要である。

【判例16】津地裁平成24年9月7日判決¹¹⁾

【事実の概要】

Xは、平成19年5月18日から平成23年9月22日までの4年4ヶ月間、運転する車を離れた場所に停め目出し帽をかぶるなどの準備をしてから、学校帰りの女子高生A(15歳)、B(17歳)、C(15歳)及びD(15歳)や仕事帰りのE(21歳)、F(30歳)及びG(23歳)を四日市市内の路上で背後から口を塞ぎ「声を出すな、殺すぞ」等と脅迫し、雑木林や公園等に連れ込み、被害者の乳房や陰部を触ったり自己の陰茎を握らせ手淫させたり口淫させた。Eに対しては、強姦行為をした。

【判旨】

裁判所は、7件の公訴事実を認定し、Xを強制わいせつ致傷罪、強制わいせつ罪、強制わいせつ未遂罪及び強姦罪で懲役7年6月（求刑懲役12年）に処した。

【研究】

本事案は、下校途中の女子高校生Aに対する強制わいせつ未遂、Bに対する強制わいせつ致傷、C及びDに対する強制わいせつの性的虐待ケースである。なお、Xは、Eに対する強姦、F及びGに対する強制わいせ

つの罪責を問われた。

裁判所は、Xの本件犯行の動機について「職場でのストレスや前妻との性交がなかったことによる欲求不満」とし、酌量の余地なしと判示する。

Xは、4年4ヶ月間に同一のパターンで女子高校生4名と会社員3名に対する7件の性犯罪を常習的に継続している。裁判所は、懲役12年の求刑に対し懲役7年6月に処しているが、Xに有利な事情を加重に評価し過ぎていと言わざるを得ない。

【判例17】前橋地裁平成24年9月11日刑事第1部判決¹²⁾

【事実の概要】

X(28歳)は、インターネットの交流サイトを通じて知り合った女子中学生A(当時12歳)が性交渉の経験のない中学生であることを知ってAと性交したいと考え、メールをやり取りする中で「好き」「かわいい」などと伝えてAの気を引き、会う約束をさせた。Xは、平成24年1月22日午後零時30分頃から同日午後5時頃までの間、桐生市内のホテルの1室でAを強姦した。

【判旨】

裁判所は、公訴事実を認定しXを強姦罪で懲役3年執行猶予5年(求刑懲役3年)に処した。

【研究】

1. 本事案は、X(28歳)が「人生経験に乏しく、男女間の機微にも疎く、未だ十分な判断能力が備わっていない」女子中学生A(当時12歳)の心情に付け込んだ児童期性的虐待のケースである。

犯行日平成24年1月22日は、日曜日であり午後零時30分頃から午後5時頃までの4時間半ホテルの一室に留まり姦淫行為がなされている。XとAが、インターネットの交流サイトで知り合い、会う約束をしホテルの1室で長時間在室した理由は不分明である。

2. 裁判所は、量刑理由において「被告人には前科前歴がなく、これまで真面目に生活してきた様子であり、当公判廷において被告人なりに謝罪と反

省の弁を述べていること、被告人の父親が監督を誓約し、被害弁償金として100万円を用意して弁護人に預けていることなど被告人のために酌むべき事情も認められる」と判示して懲役3年執行猶予5年に処した。

裁判所の執行猶予付き判決は、性交渉経験のない中学生A(当時12歳)に対する強姦行為の量刑として妥当性を失するものである。

【判例18】横浜地裁平成24年9月27日第2刑事部判決¹³⁾

【事実の概要】

Xは、平成23年7月27日午前9時55分頃、横浜市内の自宅マンション外階段付近において通行中のA(当時15歳)の腕を手でつかみ「大声出すと殺す。」などと言って脅迫し、同マンション内の自宅居室に連行した。Xは、Aに対し「殴って失神させてからやってもいいんだよ。」などと言って脅迫してからAを強姦した。Xは、Aが部屋から脱出できないように着衣を取り上げ、午後2時40分頃までの間、Aを監禁した。

【判旨】

裁判所は、「A子の証言には十分な信用性を認めることができないのに対し、被告人供述を内容虚偽のものとして直ちに排斥することはできない」と判示し、被告人を無罪(求刑懲役7年)に処した。

【研究】

1. 本事案は、XのA(当時15歳)に対する監禁及び強姦行為が問われた児童期性的虐待ケースである。児童期性的虐待事案は、被害者及び加害者の2当事者間の密室性の高い時空での行為との特性を有し、事実の存否確認には両当事者の証言及び供述に負うところ大であり両者の供述の信用性が主たる争点となる。

裁判所は、Aの証言及び被告人供述を含む関係証拠により、本件前後の経過について以下の(1)から(11)の事実を認定する。

「(1) A子は、平成23年7月26日の夜、両親に前夜の無断外泊を叱責されたことから家出をし、その晩は在籍中の高校の同級生であるC子の居宅に泊まった。また、A子は、翌27日午前8時頃、部活動に参加する

C子と上記高校付近で別れた後、徒歩で、前日に遊ぶ約束をしていた友人のB子の居住するマンションに向かった。

(2) 一方、被告人は、同月26日午後7時頃から、横浜市β区内で夜を徹して知人と飲酒し、翌27日午前8時17分頃、B子のマンションに近接したコンビニエンスストアで、缶ビール2本等を購入した上、徒歩で帰宅すべく、被告人方マンションに向かった。

(3) その後、被告人は、同市α区内の路上で、前方から歩行してきたA子に対し、声を掛けた。なお、被告人とA子はそれまで全く面識がなかった。

(4) それから、A子は、B子のマンションまで被告人と同行した後、B子方居室に立ち入り、借りたドライヤーで髪を整えるなどして、1時間弱にわたり同居室内で過ごした。なお、B子のマンションは、被告人がA子に声を掛けた上記(3)の地点からみて、A子の証言で触れられる病院と逆方向に位置している。

(5) その間、被告人は、上記マンション付近で、A子が上記居室から戻るのを待つことになったが、その際、自分の携帯電話番号を記載した紙片をA子に渡した。ちなみに、被告人は、そのように待機していた同日午前8時44分頃、自分の携帯電話から、友人であるbに電話をかけ、約2分間にわたり通話した。

(6) 結局、A子は、同日午前9時33分頃に、B子の携帯電話を借りて、B子方居室から被告人の携帯電話に電話をかけた後、上記マンション前で待っていた被告人のもとに向かい、落ち合った。

(7) すると、被告人とA子は、上記マンションから、来た道に戻るようにして移動し、同日午前9時43分頃、酒店に立ち寄り、被告人が、缶酎ハイ2本、缶ビール1本及びアイスキャンディ2本を購入した。その後、被告人とA子は、被告人方マンションに向かって移動した。なお、被告人方マンションの前には、遊具のある児童公園がある。

(8) そして、被告人とA子は、被告人方マンションの外階段を4階まで

上り、被告人方居室の玄関に入ってすぐ左にある被告人の自室に入り、その室内で姦淫行為に及んだ。その際、被告人は、A子の姿態を携帯電話のカメラで撮影しようとしたが、A子に断られたことから、断念した。なお、被告人は、母親と2人で上記居室に居住していたが、上記のとおり帰宅した時点で、既に母親が仕事のために外出していた。また、A子は、本件以前に、男性と性行為に及んだ経験があったことを自認している。

(9) その後、A子は、同日午後2時40分頃、被告人が眠っている間に、被告人方居室を出て、B子のマンションに向かった。それから、A子は、B子と二人で、c駅周辺で買物をするなどして過ごした。次いで、A子は、同日午後11時頃にC子の居宅に戻って宿泊したが、その際、C子に対し、知らない人に建物の中に無理やり連れて行かれて襲われ、怖いことを言われて口止めをされ、相手が寝ている間に抜け出してきたなどという被害に遭った体験を打ち明けた。

(10) さらに、A子は、翌28日、C子と遊んだ後、在籍高校の同級生であるD子の家に宿泊した。なお、D子は、母親からA子を宿泊させる許可を得るため、母親に電話をかけ、その際、A子が父親から暴力を振るわれていることや、事前に聞かされていたA子が見知らぬ男にレイプされたという出来事について、言及した。

(11) 最終的に、A子は、翌29日、着替えを手に入れる目的で、D子と共に自宅に戻ったところ、自宅付近で母親に発見され、連れ戻された。そして、A子は、自宅で母親と話している際、母親に対し、泣きながら、家出中に男に病院の場所を聞かれ、途中から大きな声を出すなどと殴るなどと言われ、部屋に連れて行かれて乱暴されたという被害に遭ったことを打ち明けた。その後、A子は、本件被害について、母親と共に、同日中に最寄りの交番に赴いて申告した上、同年8月3日に神奈川県南警察署長宛に氏名不詳の男性に対する告訴状を提出した。」

裁判所は、上記認定事実からX及びAとの共有した時空として、Xの部屋で「午後2時40分頃に至るまでの5時間余りにわたり、被告人と行

動を共にした経過を踏まえると、A子は、相当な長時間にわたり被告人と行動を共にすることについて、あらかじめ認識かつ受容していたことが、強くうかがわれるというべきである。」と判示する。

裁判所は、Aの供述には捜査段階から公判証言に至るまで数多くの変遷が認められると共に捜査段階において意図的に事実を隠したり、A自身Xに不利益な内容虚偽の供述をしたことを認めていると認定し、Aの証言に対し「度重なる意図的な事実の隠蔽や虚偽供述による変遷も認められるから、これをたやすく信用することはできないというべきである。」と判示する。

2. 裁判所は、客観的な事実として、通話記録からXがBのマンション付近でAを待つ間に友人bに2分間電話をかけた事実、AがXと落ち合う直前にBの携帯電話を利用してXの携帯電話に電話をかけた事実及びAがXに話したと供述するAの自宅の位置関係を挙げ、Xの供述に対し「被告人供述には相応の信用性を認めることができるから、これを虚偽であるとして無下に排斥することは、相当でないというべきである。」と判示する。

児童期性的虐待事案は、密室での時空の行為ゆえ被害者と加害者の供述が真っ向から対立することが特質である。両者の供述の信用性は、客観的事実に即して判断することは当然である。本事案では、携帯電話の通話記録という客観的証拠の存在が両者の供述の信用性判断の論拠となった。

裁判所の判断は、妥当である。

【判例19】 静岡地裁平成24年9月28日刑事第1部判決¹⁴⁾

【事実の概要】

X(70代)は、平成24年6月9日午後8時頃、静岡市葵区内の自宅において孫の女子中学生A(当時12歳)の下半身の着衣を無理矢理脱がせ馬乗りになり、Aの胸部や陰部を手で弄ってから強姦行為に及んだ。Xは、Aが横を向くなどして拒んだことから、我に返り自己の意思で姦淫を中止した。

【判旨】

裁判所は、公訴事実を認定し、強姦罪の中止未遂でXを懲役3年執行猶予5年(求刑懲役3年6月)に処した。

【研究】

1. 被告人及び弁護人は、強姦未遂の中止犯とする公訴事実に対し、「〔1〕被害者の下半身の着衣を無理矢理脱がせたことはなく、〔2〕姦淫の目的もなかった」と主張する。

裁判所は、Aの被害直後の母親への「被告人が陰茎を性器に挿入しようとした」という趣旨の電子メールと、Aが証人尋問においてXの陰茎の挿入できなかった理由として、「陰茎が性器よりも大きく、サイズが合わなかった」との供述の具体性などからAの供述の信用性を認定する。更に、裁判所は、XがAの下半身の着衣を脱がせ、床へ寝かせ上から覆い被さってキスをしたり、胸部や陰部を手で弄んでいる一連のわいせつ行為を「自然に姦淫へと発展していく性質のもので、状況的に姦淫に至ることを妨げる事情もなかった。」と判示し、Xの姦淫目的を認定する。

2. 強姦罪の姦淫目的の認定は、主観的要素であり行為者の主張に依拠して有無が判断されるのであれば、多くの加害者は姦淫目的は無かったと主張するであろう。

裁判所は、本判決では主観的要素である姦淫目的をXの供述に依拠することなく客観的事実の積み上げによる方法を採用し、一連の行為の帰結として認定する。

裁判所の認定方法は、妥当であり主観的要素の認定に示唆するものである。

【判例20】熊本地裁平成24年10月1日刑事部判決¹⁵⁾

【事実の概要】

X(20歳)は、平成23年1月16日午後11時50分頃、熊本市内の路上を一人で歩いていたA(当時17歳)の背後から肩を手でつかみ、「大声出したら分かってるよね、大声出したら命ないよ。」などと言って、工事現

場敷地内に連行した。Xは、工事現場のブロック塀にAの体を押しつけ下着の中に手を入れ、Aの陰部に手指を挿入し、着衣を脱がせ、「死にたいか。」と言うなどの暴行、脅迫を加えてからAを姦淫の後、A所有の現金約1350円及び財布等3点を強取した。

Xは、平成23年5月16日午後11時頃、熊本県合志市所在の水田付近路上を一人で歩いていたB(当時16歳)の背後から両手でBの両目をふさぎ、「黙れ。」と言ってから、Bが右手に所持していた携帯電話機と手提げバッグ1個を強取した。Xは、「静かにしないと首絞める。殺す。」などと語気鋭く言い、Bの右頬を左手の平で1回平手打ちして、水田に連行し、着衣を脱がせて全裸にした後、自己の陰茎を口淫させた後、Bにヘルメットを被せて目隠しをし陰部や乳房を手指で弄ってから姦淫するとともに、Bの現金約1000円在中の財布等3点を強取した。

【判旨】

裁判所は、強盗強姦2件、強盗致傷1件、強姦未遂2件の公訴事実を認定し、Xを懲役20年(求刑懲役25年)に処した。

【研究】

1. 本事案は、8か月余りの間に一人歩きの女性ばかりを狙って合計19名の女性に対して強盗強姦、強盗致傷、強姦未遂等の犯行に及んだものである。本判決は、部分判決として強盗強姦2件、強盗致傷2件の公訴事実のうち1件の強盗致傷については暴行の事実が争点となり裁判所は故意による暴行の事実の証明はないとして窃盗罪とした。
2. XのA(当時17歳)及びB(当時16歳)に対する強盗強姦行為は、児童期性的虐待のケースである。いずれの行為も犯行時間、場所及び行為態様において同様である。即ち、午後11時過ぎの一人歩きの路上で被害者の背後から襲い掛かり、強制わいせつ行為の後に強姦し、金品を強取するものである。

本判決の他の強盗致傷2事案は、C(当時69歳)及びD(当時33歳)に対するものであり、Cについては故意による暴行の事実の証明はないとし

て強盗致傷罪の成立を否定し窃盗罪とした。

3. 裁判所は、強姦未遂について中止未遂を主張する弁護人に対して、被害女性らの必死の抵抗に直面して初めて犯行を断念したに過ぎないとして排斥した。

更に、裁判所は、Xの一連の行為を「自らの性的、金銭的欲望のおもむくままにこのような犯行を重ねた」とし、犯行態様も強姦未遂や強制わいせつ未遂から強盗強姦へと展開し、暴行及び窃盗から強盗致傷へと犯行内容を激化させ犯罪性向を深化させたとして厳しく非難し、懲役20年に処した。

【判例21】岡山地裁平成24年10月5日第1刑事部判決¹⁶⁾

【事実の概要】

X(24歳)は、平成24年4月18日午後9時5分頃、普通乗用自動車を運転帰宅中に倉敷市内の路上で通行中のA(当時17歳)を見つけ、道を尋ねる振りをしてAを自車の助手席に乗せて発進した。Xは、Aをナンパするがうまくいかず、午後9時53分頃から11時2分頃までの間、同市内所在のホテルの部屋にAを誘い込んだ。Xは、同室でAに対し、「もう逃げられないよ。」などと言ってAをベッドに押し倒して馬乗りになり、その両腕を押さえ付けて姦淫しようとしてAの首筋や乳首をなめ、陰部に指を入れ、自己の陰茎を口淫させた。Xは、自己の陰茎をAの陰部に近付けた時、Aが泣きながら大きな声で「やめて。」と言うのを聞き、姦淫までしてしまうとかわいそうだと思うとともに、Aが警察に言うことによって自分が捕まることも考え、自己の意思により姦淫を中止した。

【判旨】

裁判所は、わいせつ目的誘拐罪及び強姦罪の中止未遂を認めXを懲役2年4月(求刑懲役4年)に処した。

【研究】

1. ホテルの一室という密室空間での児童期性的虐待は、加害者と被害者の供述の信用性が争点となる。第1の争点は、わいせつ誘拐における強姦

の目的の存否である。弁護人は、当初から強姦目的はなかったとし、Xも同様の供述をする。

裁判所は、事実関係を照査し、Xが午後9時5分頃、道を尋ねる振りをしてAの声を掛けた時点以降、「場合によっては強姦になることもあると考えていたと推認でき、本件声掛けの時点で、強姦の目的も有していた」と認定する。

第2の争点は、脅迫及び暴行の態様である。被害者Aは、ホテル入室以降姦淫行為を中止するまでの状況について、「ア 部屋に入ると、被告人は私をソファに座らせ、抱き付いてきた。部屋に入ってしばらくしてから、ドアがガチャッと鳴って、鍵が閉まったようだった。私は、その音を聞いてますます怖くなって、声を振り絞って、被告人に対し、「帰りたいです。」と言った。すると、被告人は、「もう逃げられないよ。」と言ってきた。私は、ラブホテルは入室すると自動的に部屋の鍵が閉まり、料金を払わないと鍵が開かないものであることは知っていたので、被告人が「お金は俺しか持っていないからお前は逃げられないよ。」という意味でさっきの言葉を言ったのだと分かった。イ 被告人は、その膝の上に向き合う形で私を座らせた。そして、両手で私の背中を抱えて、ベッドに押し倒してきた。被告人は、仰向けの私のお腹の辺りにまたがり、両手で、私の両手首を押さえ込んだ。ウ 被告人は、その体勢のまま私の口にキスをし、舌を入れてきた。そして、服を脱がされて全裸にされ、口淫させられるなどのわいせつ行為を30分から40分間にわたって受けた。エ 被告人は、私の両足を持って左右に広げ、陰茎を私の陰部に近付けてきた。私は、両手で顔を覆って泣き出した。「やめて。」と言ったような気もする。すると、被告人は、「なんで泣くの。」と言って、行為をやめた。」と供述する。Xは、「同人を膝の上に座らせてその背中に両腕を回し、同人が身体をのけぞらせた勢いでそのまま同人の身体を持ち上げ、ベッドの上に倒れさせ、同人の片足にまたがり、右手で同人の両手首を押さえ込んだ。」と供述する。

裁判所は、Aの供述について「被告人の言動について、その時々自身の心情を交えるなどして詳細かつ具体的に供述している上、その内容はおおむね一貫しており、被告人の検察官調書とも符合している」と判示する。そのうえで、裁判所は、両者の供述の信用性について「被害者の述べる暴行態様の方が前後の状況と整合し、自然なものといえるのに対し、これと異なって抵抗や逃れることが可能であったがごとき暴行の程度にすぎなかった旨の被告人の供述には不自然さが残る。これらのことから、被告人の前記供述は採用せず、被害者の供述を信用した。」と判示する。

2. 弁護人は、Xの強姦行為につき中止未遂の成立を主張する。裁判所は、強姦未遂に至る経緯と状況について「(1)犯行当時、被告人は24歳であり、身長174センチメートルくらい、体重78キロくらいの男性であったのに対し、被害者は、17歳の女性であった。(2)本件ホテル×××号室には、被告人と被害者しかおらず、部屋のドアも施錠されていた。(3)被害者は嫌がっていたものの、姦淫行為以外は被告人にされるがままの状態であった。(4)被告人が、被害者の両足を持って左右に広げ、陰茎を同人の陰部に近付けたところ、同人は、大声で「やめて。」と述べたり、両手で顔を覆って泣き出した。被告人は、「なんで泣くの。」と言って、陰茎を挿入するのをやめた。(5)その後、被告人は、自慰行為をして射精した。」との事実認定をした。裁判所は、かかる状況下では通常姦淫行為が継続され達成可能であったとして、Xの中止意思の内容を検討し、「被告人は、姦淫までしてしまうと、被害者がかわいそうだと思うとともに、同人が警察に言うなどすることによって自分が捕まることも考え、本件犯行を中止した」と判示する。

判例は、中止未遂(Rücktritt vom Versuch)の成立については厳格であり、特に犯罪の発覚を恐れて犯罪を中止した場合には任意性を否定する。

裁判所は、本事案では「被害者が申告すると告げたわけでも、警察が事件を察知したというわけでもない」と判示して任意性を肯定する。

裁判所は、強姦罪の中止未遂の成立を認めたものの量刑理由で加重な評

価をすることなく実刑判決を言渡したのは妥当な判断である。

【判例 22】 富山地裁平成 24 年 10 月 11 日刑事部判決¹⁷⁾

【事実の概要】

保育士 X (27 歳) は、平成 23 年 12 月 14 日、富山市内の社会福祉法人の設置する保育園での身体測定に際し、「みんな身体計測するから、服脱いで。」と言って園児 A (6 歳) に上半身に衣服を着けず乳首を露出した姿態をとらせ、デジタルカメラで動画として撮影した。X は、その動画データを同デジタルカメラに装着された SD カードに記録し児童ポルノを製造した。

X は、平成 24 年 3 月 24 日、勤務する富山市内の社会福祉法人の設置する保育園で園児 B (4 歳) のパンツの中に手を差入れ、陰部付近を手で弄んだ。

【判旨】

裁判所は、X を児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律 (以下「児童ポルノ法」と略称する) 7 条 3 項、2 条 3 項 3 号及び強制わいせつ罪で懲役 2 年 4 月 (求刑懲役 3 年) に処した。

【研究】

1. 弁護人は、X が上半身に衣服を着けず乳首を露出した A の姿をデジタルカメラで動画として撮影した行為の児童ポルノ法 7 条 3 項、2 条 3 項 3 号の該当性を否定する。即ち、デジタルカメラで撮影した動画データに描写された上半身に衣服を身に付けない A の姿態は、児童ポルノ法 2 条 3 項 3 号に規定する「性欲を興奮させ又は刺激するもの」に該当せず、A に対し「みんな身体計測するから、服脱いで。」と言って上半身の脱衣を指示したのは身体測定のためであり、児童ポルノ法 7 条 3 項に規定する撮影のために「姿態をとらせ」たのではないと主張する。

裁判所は、児童ポルノ法 2 条 3 項 3 号の「性欲を興奮させ又は刺激するもの」について「A の姿態は、6 歳の女子児童が、身体測定という本来公開が予定されていない状況において、一定時間、乳首を含む上半身を露出

し、下半身はパンツしか身に付けていないというものであるから、一般人をして、徒らにないし過度に性欲を興奮させ又は刺激するとまではいえないものの、一定程度性欲を興奮させ又は刺激するものである」と判示し児童ポルノ法2条3項3号の構成要件該当性を認める。

更に、裁判所は、児童ポルノ法7条3項の「姿態をとらせ」について「行為者の言動等により、当該児童が当該姿態をとるに至ったことをいい、強制によることを要しない」と判示し、「Aは、被告人の「身体計測するから、服脱いで。」という指示に従って上半身の衣服を脱ぎ、乳首を露出した姿態をとるに至ったのであるから、被告人が、外形的に、同人に、上半身に衣服を身に付けず、乳首を露出した「姿態をとらせ」た」と認定する。

2. 裁判所は、量刑理由においてXの幼児に対する性的犯罪の性向が昂進していたとして実刑判決を言渡す。裁判所は、Xの性的犯罪性向の昂進について具体的事実として以下の4つの行為を挙げる。

① 平成23年頃、銭湯の脱衣所で全裸の女子小学生を盗撮した。② ボランティアを務めていた小学校の学童保育で小学校低学年の女子が足を広げているところを盗撮した。③ 本件保育園内でもBに対して性的魅力を覚えており、平成23年の夏か秋頃、Bのパンツの中に手を入れて陰部をさわった。④ Bが身体測定の日に欠席したため、同月20日、振替えの身体測定をすることにかこつけてBを全裸にして写真を撮影し、自宅でその写真を見てマスターベーションをした。

列挙された4つの行為は、本事案の審理対象外ではあるが被害児童のプライバシー権の侵害及び性的自己決定権の侵害行為である。

裁判所の判断は、妥当である。

【判例23】東京高裁平成24年10月17日第3刑事部判決¹⁸⁾

【事実の概要】

市立中学校教諭で同校の運動部顧問を兼ねていたXは、A(当時15歳)が教科や運動の指導だけでなく、中学校在校時のみならず卒業後も個人的な相談にも乗っていた自己に対し、教師又は恩師として信頼し、恩義も感

じXの要求を拒絶しづらい心境にあることに乗じて、平成22年3月23日午前11時30分頃から午後1時頃までの間、Aの自宅においてAの陰部に手指を挿入するなどの性交類似行為に応じさせた。Xは、同年5月8日午後5時頃、路上に駐車中の自己の自動車内において、Aに対し自己の陰茎を手淫させるなどの性交類似行為をさせた。Xは、同年8月27日午後5時31分頃から33分頃までの間、駐車中の自己の自動車内において、Aに乳房を露出させる姿勢をとらせ、所持の携帯電話機に内蔵されたデジタルカメラにより撮影し、電磁的記録媒体である携帯電話機本体の記録装置に描写して記憶、蔵置させて保存し、児童ポルノを製造した。

Xは、B(当時17歳)が教科や運動等の指導だけでなく、中学校在学時のみならず卒業後も個人的な相談にも乗っていたXに対し、恩師として頼りに感じるとともに好意も抱いていることに乗じて、「ホテルに泊まりに行こう。」と言って性的関係を持ち掛け、自ら宿泊予約をして、平成23年9月9日午後11時30分頃から翌10日午前10時頃までの間、Bに自己を相手に性交させた。Xは、同年9月27日午後9時47分頃から10時37分頃までの間、駐車場に駐車中の自己の自動車内において、相談事のためXと会い、助手席に座っていたBに対し、「後ろに移ろう。」と言って、Bに自己を相手に性交させた。

【判旨】

原審横浜地裁は、公訴事実を認め児童福祉法60条1項、34条1項6号及び児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律7条3項、1項、2条3項3号を適用してXを懲役2年6月(求刑懲役4年)に処した。¹⁹⁾

東京高裁は、弁護人の児童福祉法34条1項6号の児童に淫行をさせる罪の罪となるべき事実については、単に雇用関係や身分関係という被告人と被害児童との関係だけでなく、実際に事実上の影響力を与えた事実を記載する必要があるとの主張を採用し、原判決を破棄し、Xを懲役1年10月に処した。

裁判所は、「児童福祉法 34 条 1 項 6 号は、児童に淫行を「させる行為」を禁止しているのであるから、自己を相手に淫行をさせる場合、同号に該当するといえるためには、単に児童と淫行をするだけではならず、少なくとも児童に対し淫行を助長し促進する行為をすることが必要であり（最高裁昭和 40 年 4 月 30 日決定・裁判集 155 卷 595 頁参照）、したがって、罪となるべき事実にはその旨を摘示する必要がある」と判示する。

【研究】

1. 本事案は、市立中学教諭であり運動部の顧問を兼ねていた X による A（当時 15 歳）及び B（当時 17 歳）に対する在学時及び卒業後の児童期性的虐待のケースである。

児童福祉法 34 条 1 項 6 号の児童淫行罪の児童に淫行を「させる行為」は、単に児童と淫行をするだけではならず、少なくとも児童に対し淫行を助長し促進する行為を要すると解されている。裁判所は、「単に雇用関係や身分関係という被告人と被害児童との関係だけでなく、実際に事実上の影響力を与えた事実を記載する必要がある」として、理由不備とする弁護人の主張を採用し、教師と生徒ないし顧問と部員との関係性以上の事実の記載を必要とする。

裁判所は、具体的に X と A との関係性について「教科や運動の指導だけでなく、中学校在学時のみならず卒業後も個人的な相談にも乗ってくれていた自己に対し、教師又は恩師として信頼し、恩義も感じ X の要求を拒絶しづらい心境にある」との事実を、X と B との関係性について「教科や運動等の指導だけでなく、中学校在学時のみならず卒業後も個人的な相談にも乗ってくれていた X に対し、恩師として頼りに感じるとともに好意も抱いている」との事実を摘示する。

2. 児童期性的虐待は、被害者の訴えが無ければ顕在化し難く長期化する特徴がある。本事案では、原審の量刑理由によると、A に対しては、在学中の平成 22 年 3 月 23 日以降平成 23 年 5 月頃まで継続し、B に対しては、平成 23 年 1 月頃から体を触るようになり平成 23 年 9 月 27 日の姦淫行為

まで継続し、常習的になされている。顕在化した理由の一つは、運動部の部員と顧問との関係性であり、Bとは更に3年間クラス担任という関係性が付加される。裁判所は、XとBの関係性について「進路のことだけでなく、家庭のことや友人のことについても相談に乗ってもらい、頼りに感じるとともに親近感を持っていたこと、高校進学後も上記運動部の部活動やイベントに時々顔を出すとともに、被告人に高校まで迎えに来てもらって個人的な相談をするなどしていた」との事実を判示する。

【判例24】秋田地裁平成25年2月20日刑事部判決²⁰⁾

本判決については、既に拙稿「裁判実務における児童虐待事案の刑事法的一考察」において考察しているので参照願いたい。

【判例25】大分地裁平成25年6月4日刑事部判決²¹⁾

【事実の概要】

Xは、平成24年9月18日午前9時頃、大分県由布市内の市有地において、妻の連れ子A(当時17歳)を後ろから引き倒して馬乗りになり、何度か「やらせろ。」と言って、拒絶したAの両手や左足ふくらはぎに粘着テープを巻こうとし、右手をAのスカートの中に差入れてパンツを膝の上あたりまで下ろし、Aの性器に指を入れようとして陰部に触れ、さらに、抵抗するAの首を両手で絞めたり、Aの顔面を2、3回殴る暴行を加え、強いてわいせつな行為をした。

Aは、一連の暴行により、加療約2週間を要する喉頭部挫傷、頸部打撲傷及び右踵部打撲により加療3週間を要する顔面打撲、両結膜下出血及び左網膜出血の傷害及び加療約1週間を要する舌咬創の傷害を負った。

【判旨】

裁判所は、公訴事実を認定しXを強制わいせつ致傷罪で懲役4年6月(求刑懲役7年)に処した。

【研究】

1. 本事案は、養父による児童期性的虐待のケースである。判決文からは、妻の連れ子とするだけでいつから同居しているのか養子縁組がなされてい

るのか他にはこどもはいないのか等具体的な状況は詳らかではない。

起訴された罪名は、強制わいせつ致傷罪であり致傷部位は客観的負傷部位から判断されなければならない。裁判所は、Aの両膝打撲傷はXの一連の暴行により生じたとする検察官の主張をXとA両者の身体の位置から排斥する。

裁判所は、「太ももに手を突っ込まれ、付け根にその手が当たり、そのまま性器に指を入れられた記憶があった、気持ち悪いと感じた、パンツを下ろす際に手が触れたというものではない」とのAの証言について、「事柄の性質上やむを得ない面はあるものの、被害者は、被告人の指がどの程度性器に入ったのか、入っていた時間はどの程度かといった点については、具体的に証言できていない。また、被害者が足をばたつかせて抵抗していたこと、パンツは膝上辺りまでしか下ろされておらず、被害者の足が大きく開く状態ではなかったこと、被告人は被害者のお腹辺りにいて前を向き、被害者の抵抗を防ぎながら体をひねって陰部に手を伸ばす状況であると認められることなどからすると、被告人の指を被害者の性器に入れるのはかなり困難と考えられる。また、被害者の陰部に傷はなく、被害者の性器に指が入ったという客観的な裏付けもない。」と判示して、Aの性器内へのXの指の挿入行為を認定するには合理的疑いが残るとし、性器に指を入れようとして陰部に触れたという限度で認定する。

Aの陰部へのXの指の挿入行為について「どの程度性器に入ったのか、入っていた時間はどの程度か」との証言を求める裁判所の判断は、背後から引き倒され馬乗りになられた強姦行為に及ぼうとされている状況下での被害者には過剰な要求であり妥当ではない。

2. 弁護人は、強制わいせつ罪が成立するためには、行為者の性欲を刺激興奮させ又は満足させるという性的意図が必要であり、専ら報復・侮辱・虐待等の目的に出た行為であれば、強制わいせつ罪には該当しないとする判例に依拠し、Xのわいせつ意図を否定し、Aへの怒りと悔しさからくる復讐心による行為であると主張する。

裁判所の判断は、「自分自身の中で、女性がどういふことをされたら屈辱かというのもそれなりに分かってます」とのXの公判供述を引用し、XはAに性的な屈辱感を与えようとしていたと判示し、Xの復讐心と性的意図の併存を認定する。

最高裁昭和45年1月29日第一小法廷判決は、「刑法176条前段のいわゆる強制わいせつ罪が成立するためには、その行為が犯人の性欲を刺戟興奮させまたは満足させるという性的意図のもとに行なわれることを要する。」と判示し、性的意図を強制わいせつ罪の成立要件とする。²²⁾

なお、最高裁平成29年11月29日大法廷判決は、「今日では、強制わいせつ罪の成立要件の解釈をするに当たっては、被害者の受けた性的な被害の有無やその内容、程度にこそ目を向けるべきであ(る)」と判示し、行為者の性的意図を強制わいせつ罪の成立要件とする最高裁昭和45年1月29日第一小法廷判決を変更した。²³⁾

【判例26】大阪地裁平成25年6月21日第6刑事部判決²⁴⁾

【事実の概要】

X(37歳)は、平成19年8月20日午後6時35分頃から50分頃までの間、大阪市内のマンションのエレベーター内にA(13歳)が自転車を押し込み、Aの自転車をつかんで2階に停止したエレベーターからAを無理矢理引っ張り出し、2階から3階に至る階段踊り場に連れ込んだ。Xは、Aの着用していたズボン及びパンツを両手でつかんで引き下げて姦淫した。

X(41歳)は、平成23年5月13日午後6時25分頃、大阪市内のビルの2階から3階に至る階段踊り場で帰宅途中のB(12歳)の着衣の上からその陰部に所携の電動式性具を押し当てた。

X(41歳)は、平成23年6月4日午後11時8分頃から12分頃までの間、大阪市内の団地に設置されたエレベーター内で帰宅途中のC(当時14歳)の着衣の上からその陰部に所携の電動式性具を押し当て、「パンツ見せて。」「見せなければ犯すぞ。」「うるさくしたら人が来て恥ずかしい目に

遭うぞ。」などと言ってCの胸や陰部付近を着衣の上から触った。

X(41歳)は、平成23年7月11日午後8時15分頃、大阪市内のD方玄関前で帰宅途中のD(当時12歳)の陰部に所携の電動式性具を押し当てようとしたがDは逃げ出した。

X(41歳)は、平成23年7月11日午後8時22分頃、大阪市内のマンションに設置されたエレベーター内において帰宅途中のE(当時12歳)の陰部に所携の電動式性具を押し当てようとしたが当たらなかった。

X(41歳)は、平成23年8月2日午後10時20分頃から40分頃までの間、大阪市内のマンションのエレベーター内に帰宅途中のF(当時13歳)に続いて乗り込み、いきなりFの上衣を手で引っ張って胸元をのぞき込んだり、ズボンの上からFの陰部を手で弄んでからFの手をつかんで3階に停止したエレベーターから無理矢理引っ張り出し3階非常階段前通路に連れ込んだ。Xは、Fの頬にこぶしを突き付け、「言うこと聞かないと殴るぞ。」「殴られるか、言うこと聞か、どっちにする。」「殴るよ。」などと言った。Xは、その場にしゃがみ込んだFの両足を引っ張って仰向けにし、両足を屈曲させて、右足を上から押さえつけてFの陰部を手で弄んだ後、姦淫し、全治約10日間の右股関節部打撲傷を負わせた。

X(41歳)は、平成23年9月6日午後7時頃から10分頃までの間、東京都杉並区付近通路において帰宅途中のG(当時13歳)に対し、「声を出すな。殴るぞ。」などと言って、Gの下着等を脱がせて陰部を弄び、陰部付近に自己の陰茎を押し付け姦淫しようとしたが自らの陰茎を挿入することができなかった。

X(41歳)は、平成23年8月2日午後10時20分頃から40分頃までの間、大阪市内のマンションのエレベーター内に帰宅途中のH(当時13歳)に続いて乗り込み、いきなりHの上衣を手で引っ張って胸元をのぞき込んだり、ズボンの上からその陰部を手で弄んだ後、Hの手をつかんで3階に停止したエレベーターから無理矢理引っ張り出し、3階非常階段前通路に連れ込んで、こぶしをHの頬に突き付け「言うこと聞かないと殴

るぞ。」「殴られるか、言うこと聞くか、どっちにする。」「殴るよ。」などと言って、その場にしゃがみ込んだHを強姦し、全治約10日間を要する右股関節部打撲傷を負わせた。

【判旨】

裁判所は、小学生を含む12歳から14歳までの7名に対する児童期性的虐待及び19歳から37歳までの8名の成人女性に対する性犯罪の公訴事実全てを認定し、平成19年6月から8月にかけて実行された強盗強姦2件及び強姦1件に対しXを懲役22年(求刑懲役22年)に、平成19年6月から8月にかけて実行された強姦致傷3件、強姦未遂1件、強制わいせつ5件、同未遂2件、迷惑防止条例違反1件に対してXを懲役25年(求刑懲役25年)に処した。

【研究】

1. 本事案は、犯行時期を異にする12歳から37歳までの女性15名に対する連続する同様な手口による性犯罪の常習犯ケースである。

7件の児童期性的虐待は、12歳1名への強制わいせつと2名への強制わいせつ未遂、13歳1名への強姦、1名への強姦致傷と1名への強姦未遂、14歳1名への強制わいせつである。犯行態様は、いずれも帰宅途中の被害児をマンションエレベーター内での強制わいせつ3件、エレベーターから引きずり出して階段踊り場での強姦2件、ビルや自宅前での強制わいせつ各1件である。6件の児童期性的虐待は、4ヶ月間に連続的に行われている。

2. 児童期性的虐待の発見の端緒について検討する。被害児が、自らの児童期性的虐待の被害をどの様に受け止めどの様に対応したのかは、被害からの回復を考慮する上で重要なポイントである。起訴状作成日時は、児童期性的虐待の発見の端緒の考察のヒントとなる。

最初の起訴状作成日時は、平成23年9月15日午前8時27分頃から38分頃までの間の京王井の頭線電車内でのO(当時37歳)への痴漢行為に対する東京都平成24年条例第86号による改正前の東京都公衆に著しく迷惑

をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例8条1項2号、5条1項の公訴事実記載の平成23年9月30日付け起訴状である。

第2の起訴状作成日時は、平成23年8月11日午後11時38分頃、大阪府松原市内のマンションエレベーター内での帰宅途中のI(当時30歳)を引きずりおろしマンション8階南側非常階段及びマンション敷地内西側のベンチでの強姦行為に対する強姦致傷罪の公訴事実記載の平成23年11月21日付け起訴状である。Iは、事件後人工妊娠中絶を余儀なくされた。

児童期性的虐待の第1の起訴状作成日時は、Fへの強姦致傷罪の公訴事実記載の平成23年12月20日付け起訴状である。第2の起訴状作成日時は、Aへの強姦罪の公訴事実記載の平成24年3月1日付け起訴状である。第3の起訴状作成日時は、B及びCへの強制わいせつ罪の公訴事実記載の平成24年7月20日付け起訴状である。第4の起訴状作成日時は、Gへの強姦罪未遂の公訴事実記載の平成24年8月23日付け起訴状である。第5の起訴状作成日時は、D及びEへの強制わいせつ罪未遂の公訴事実記載の平成24年9月27日付け起訴状である。

起訴状作成日時は、15件の性犯罪事実発見の端緒を示唆する。第1の起訴状作成日時は、京王井の頭線電車内でのO(当時37歳)への痴漢行為を公訴事実とするものであり、現行犯逮捕に基づくものと推察される。それ以降の14件の公訴事実は、都内で発生したGへの強姦未遂の自首を除き、大阪市内で発生した性犯罪事案である。13件の事案は、被害届とXの捜査段階供述を基に公訴事実が特定されたものと推察される。7件の児童期性的虐待は、事件直後に被害届が出されていたのかXの供述に基づいて初めて捜査が開始されたのかは不分明である。

児童期性的虐待の被害からの回復には、被害児が被害事実を封印し潜在化するのではなく顕在化することが必要である。顕在化をサポートすることが、被害児周辺の者に求められており、そのスキルを共有することが課題である。

3. 本事案は、19歳と27歳の女性に対する強盗強姦罪の成立要件及び強盗

の犯意発生時期を争点とする。裁判所は、いずれの犯行についても犯行当初から強盗の犯意をも有していたとし強盗強姦罪の成立を認める。²⁵⁾

【判例 27】名古屋高裁平成 25 年 7 月 9 日刑事第 2 部判決²⁶⁾

【事実の概要】

学習塾経営者兼教師である X (43 歳) は、平成 22 年 7 月 8 日、愛知県内にある自己の塾の教室において A (当時 15 歳) の乳房をもんだり、乳首をなめたり、陰部に手の指を挿入するわいせつ行為をした。

原審名古屋地裁平成 25 年 2 月 18 日刑事第 1 部は、公訴事実を認定し愛知県青少年保護育成条例 29 条 1 項、14 条 1 項を適用し、X を懲役 6 か月執行猶予 3 年 (求刑懲役 6 月) に処した。²⁷⁾

【判旨】

裁判所は、弁護人の事実誤認を理由とする控訴を「原審記録を調査して検討するに、原判決が、原判示の事実に沿う A の供述に信用性を認め、原判示の事実を認定したことは正当であり、(事実認定の補足説明) (以下「補足説明」という。) で認定説示するところも、論理則及び経験則に反した不合理な点はなく、概ね正当として是認することができる。」と判示して控訴を棄却した。

【研究】

1. 本事案は、児童期性的虐待のケースである。密室でなされる児童期性的虐待は、被害児と加害者の供述の信用性が争点となる。

原審は、事実認定の補足説明において A の検察官調書及び尋問調書を精査する。

被害者 A は、検察官調書及び尋問調書において、被害状況等について以下の供述をする。

「私は、中学校 3 年の冬休みの平成 21 年 12 月末か平成 22 年 1 月頃から、週 2、3 回、被告人が教えている学習塾 G の冬期講習に通った。私は、同年 6 月下旬から始まる期末テストのために勉強を教えてもらったので、同年 7 月 8 日午後 9 時頃、被告人にテストの結果を報告するために G に

行った。被告人に勉強を教えてほしいとお願いしたとき、被告人から午後9時頃来るように言われたので、午後9時頃行っていた。それでテストの結果の報告も同日午後9時頃行った。膝丈くらいまでで胸元がゴムになっているキャミソールのワンピースの上に長袖のカーディガンを羽織って行った。私がGについたときほかの生徒はいなかった。被告人と2人だけだった。被告人と椅子に座って、学校のテストを見せたり、結果を報告したりした。被告人は良かったねと喜んでくれた。30分くらい話をしていた。私が、帰ろうとして、荷物を持って、ガラス張りの出入口の方に向かって歩いていると被告人に腕をつかまれて止められ、正面から両手で抱き締められて、キスをされそうになったので、よけた。その後、被告人から腕をつかまれ椅子の方に連れて行かれて椅子に向かい合うように座らされた。私は出入り口の方を向いて、被告人は奥の方を向いて座った。そこで、被告人は、私を抱き寄せる感じで、肩の方に片手を回し、もう片方の手で、最初はワンピースの上から、その後ワンピースの胸元を下げ、背中の上の方からワンピースの中に手を入れてブラジャーのホックを外し、ブラジャーをずらして直接私の胸をもむように触り、乳首をなめ、ワンピースを少しまくり上げ、はいていたパンツの中に手を入れ、膣の中に指を入れて前後に動かすなどして陰部を触った。私は、それ以前にセックスや膣の中に指を入れられた経験があり、被告人に指を入れられたことはわかった。私は、被告人から触られているとき、何度か帰らなきゃと言ったが、被告人はもう少しだけと言われ、その後また帰らなきゃと言ったら、被告人が両手を私から離したので、カーディガンだけ少し直し、早く外に出てブラジャーは直さず、急いで帰った。私が家に着いたのは同日午後10時半頃だった。Gから家までは歩いて5分も掛からないので、Gを出たのは同日午後10時20分ないし25分頃と思う。」と供述する。

Aは、検察官調書及び尋問調書において、被害を相談したことについて以下の供述をする。

「(1) 最初に相談したのは、中学校1年生の時の国語の教科担任の女

性のB先生です。B先生は私が中学校2年生にあがるとき違う学校に変わったが、私はB先生とメールや電話で、何か報告したり、悩み事があると相談したりして連絡を取っていた。B先生は、とても話しやすい先生で、親身になって話を聞いてくれるので、いつもB先生に相談していた。本件被害に遭って1週間もたっていない平成22年7月12日頃、B先生に、中学のときに通っていた塾の先生にキスをされそうになり、胸を触られたことがあってつらい旨のメールを送った。

(2) 2番目に相談したのは、同月20日頃から始まる夏休み前で、当時通っていた高校のスクールカウンセラーの女性のH先生です。私は偏頭痛持ちで、その件でH先生と面談する予約をしていて、その面談中の話の中で、もともと通っていた塾の先生に体を触られた旨話した。H先生からは、お母さんに言った方がいいのではないかと問われたが、自分自身すごく嫌なことだったし、つらかったので、母も聞いたら悲しむと思い、知られたくなかったし、話しにくかったので、話さないでほしいと言った。H先生から、何かあったときに助けてくれるから学年主任のI先生とか保健室の養護教諭の先生には話すかもしれないけどいいかと聞かれ、私はいいと答えた。両先生は女性である。いずれの先生にも、話しづらかったので、すごく詳しくは話せなかった。」と供述する。

Aは、検察官調書及び尋問調書において、警察への相談の経緯について以下の供述をする。

「同年10月頃、朝高校に自転車で登校途中、本件被害のことを思い出し、体調が悪くなった。その後そのことが忘れられず、死にたいと思ったし、つらかったし、被告人に体を触られ自分が汚いとか、明るい時間に行かなかったことやズボンではなくワンピースであったことがいけなかったと思い自分が悪かったのかと思って自分を責めたりした。またB先生に相談したら、心療内科の専門的な病院に行った方がいいと勧められ、病院に行った。そこで、睡眠導入剤、抗うつ剤を処方された。しかし、よくなり、病院で処方されていた薬を規定以上飲んで死のうとした。飲んで

すぐには変化がなかったので学校に行き、保健室にいたら倒れ、病院に運ばれ、母が病院に来了。そこで母に、夏頃被告人に体を触られたりしたことを初めて話した。母からは、警察に行って話した方がいいと言われた。その後、母が本件被害について警察に相談した。」と供述する。

原審は、「A が、B に相談した経緯内容等は同証人の公判供述や同人の携帯電話に残る A との送受信メールの内容と、スクールカウンセラーに相談した経緯内容等は証人 C の公判供述やメモの写しの記載内容とそれぞれ一致している。」と判示し、A の検察官調書及び尋問調書の信用性は極めて高いとする。

2. 裁判所は、弁護人の A の捜査段階の供述と公判廷での証人尋問での供述の齟齬による供述の信用性への疑義に対して、「母親に諭されて被害申告をし、同年 11 月 18 日に警察官に事情を供述し、被害状況を再現して説明したが、その後は平成 23 年 10 月 9 日、同年 11 月 27 日に検察官に事情を供述し、平成 24 年 3 月 15 日に至り証人尋問を受けたものである。このような時間の経過を考えると、月日の経過とともに細部の記憶が薄れるのはやむを得ないのであって、所論がいうように、現実被害に遭って嫌な思いをしたのであれば、細部まで忘れるはずがないとまではいえない。」と判示し、A の供述の信用性を認める。

A は、被害後、被害事実を忘れようとしたり自責感から自己嫌悪に陥りうつ状態になり、希死念慮から睡眠導入剤や抗うつ剤のオーバードースにより病院へ搬送されている。記憶の減退は、児童期性的虐待被害児の特徴である。

裁判所の控訴棄却の判断は、妥当である。²⁸⁾

(註)

- 1) LEX/DB【文献番号】25482424。
- 2) LEX/DB【文献番号】25482584。

- 3) 山形地裁平成 24 年 6 月 21 日刑事部判決 (LEX/DB【文献番号】25482195)。
- 4) LEX/DB【文献番号】25482354。
- 5) LEX/DB【文献番号】25482575。
- 6) LEX/DB【文献番号】25482507。
- 7) X の年齢については、週刊朝日 2012 年 8 月 31 日号参照 (<https://dot.asahi.com/wa/2012092601666.html>)。
- 8) LEX/DB【文献番号】25482412。
- 9) LEX/DB【文献番号】25482710。
- 10) LEX/DB【文献番号】25482683。
- 11) LEX/DB【文献番号】25482770。
- 12) LEX/DB【文献番号】25482971。
- 13) LEX/DB【文献番号】25482901。
- 14) LEX/DB【文献番号】25483049。被告人の住所及び年齢については、静岡新聞平成 24 年 9 月 29 日参照。
- 15) LEX/DB【文献番号】25483489。
- 16) LEX/DB【文献番号】25483493。
- 17) LEX/DB【文献番号】25483144。
- 18) LEX/DB【文献番号】25483021。
- 19) LEX/DB【文献番号】25483020。
- 20) LEX/DB【文献番号】25500971。本判決について、拙稿「裁判実務における児童虐待事案の刑事法的一考察」、法学新報 121 巻 11=12 号 (2015 年) 622 頁以下参照。
- 21) LEX/DB【文献番号】25445758。
- 22) 刑集 24 巻 1 号 1 頁参照。
- 23) 裁判所時報 1688 号 1 頁参照。本判決について、拙稿「児童期性的虐待の一考察－最高裁平成 29 年 11 月 29 日大法廷判決を契機として－」、武蔵野大学政治経済研究所年報 16 号 (2018 年) 145 頁以下参照。
- 24) LEX/DB【文献番号】25501587。
- 25) 控訴審大阪高裁平成 26 年 2 月 27 日第 3 刑事部判決は、控訴を棄却する (LEX/DB【文献番号】25503195)。上告審最高裁平成 26 年 8 月 21 日第一小法廷決定は、上告を棄却した (LEX/DB【文献番号】25504747)。
- 26) LEX/DB【文献番号】25501722。

27) LEX/DB【文献番号】25501721。

28) 最高裁平成25年10月7日第一小法廷決定は、上告を棄却した(LEX/DB【文献番号】25502299)。